

第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等  
業務委託における公募型プロポーザル審査について

令和 3 年 6 月

第62回全国国保地域医療学会事務局

## 第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等 業務委託における公募型プロポーザル審査について

第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等業務委託における公募型プロポーザル審査に関しては、次のとおりとする。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等業務委託における公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)の規定を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を適正に作成し、提出した参加者

### 2 提案を求めるポイント ※詳細は別添「審査項目」参照

- (1) 企画提案のコンセプトが明確で魅力的か。
- (2) 委託業務の目的を理解し、実現への強い意欲が感じられるものになっているか。
- (3) 関係機関や事務局と連携して円滑に作業が進められる人員・体制が確保されているか。再委託先が存在する場合は、その役割分担が明確にされているか。

### 3 業者選定委員会

提案者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う業者選定委員会を開催する。

#### (1) 開催日時、場所

日時:令和3年7月29日(木) 13時30分

場所:千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

千葉県国民健康保険団体連合会(千葉県国保会館4階第一会議室)

#### (2) 選定委員

選定委員は8人とし、別途定める審査基準に基づき審査を行う。

#### (3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間等は別途募集要領に定める。
- ② 各提案者のプレゼンテーション終了後、質疑の時間(10分程度)を設ける。

### 4 選定の方法

- (1) 業者選定委員会では、提案者から提出された書類とプレゼンテーションに対して審査を行う。
- (2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を評価表に記入する。
- (3) 全てのプレゼンテーションが終了した後、各選定委員が採点した点数を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、最高点の者が複数となった場合は、選定委員の協議により選定する。

- (4) 選定後、最優秀提案者と千葉県国民健康保険団体連合会及び公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会は、企画提案書の内容をもとにして、業務の具体的履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進むものとする。

第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等業務  
における公募型プロポーザル審査項目

第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等業務委託における公募型プロポーザルの企画提案にかかる審査項目は次のとおり(選定委員1人につき、満点は100点)とする。

1 実績に関する審査

審査項目	審査基準
実績	全国規模の学会及び大会の業務受託について、十分な実績があるか。

2 提案書に関する審査

審査項目	審査事項	審査基準
提案書	理解	本会が提示する企画運営宿泊等委託業務の種類について理解し、それに対する企画提案がなされているか。
	工程	業務実施手続きを示す業務フロー、または工程表等は妥当であるか。
	実現性	魅力的な提案が含まれ、かつ実現性が明確に示されているか。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による不測の事態に対応した運営が考慮されているか。
	体制	学会を運営するための業務体制が明確であるか。また、トラブル発生時に、迅速かつ的確な処理が期待できるか。(コールセンター等)
見積書	費用	見積金額が仕様書提示の範囲内であり、経済性のある金額となっているか。

3 プレゼンテーションに関する審査

審査項目	審査基準
プレゼンテーション	企画と説明内容に整合性があり、説得力があるか。
	豊富な知識と情報をもっており、質問に対する応答は明確であるか。
	業務を実施する上でのコミュニケーション能力があるか。

4 総合審査

審査項目	審査基準
全体	全体を通して、「第62回全国国保地域医療学会に関する企画運営宿泊等委託業者」を総合的に評価

※ 業務コストの妥当性

見積額について、提示した業務規模と大きくかけ離れている、若しくは提案内容に対して見積が不適切な場合には選定しない。

※ 基準点数未満の取り扱い(※基準点数=(各選定委員の持点)×(選定委員数)×50%)

基準点数に満たない場合は、水準に満たないものとして契約に至らないものとする。